

土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	中央区東川崎町2丁目14番、20番の一部
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和5年4月17日
特定有害物質の種類	1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、クロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第3条 <input type="checkbox"/> 第4条 <input checked="" type="checkbox"/> 第14条 <input type="checkbox"/> その他（ ）
試料採取等対象物質	1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、クロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
土地の地歴調査結果	・土地は工場の敷地内である。 ・当該工場では特定有害物質の使用等の履歴がある。
土壤の測定結果	別紙のとおり（試料採取調査の省略による みなし結果も含む）
区域指定する土地の面積	1,355.5平方メートル
土壤汚染の原因	事業活動によると思われる。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：一般の人が立ち入る土地ではない）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

(別紙) 土壌の測定結果

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)				土壌含有量基準 (mg/L)		
	不適合 区画数	調査結果最大	溶出量基準	第二溶出量 基準	不適合 区画数	調査結果最大	含有量基準
クロロエチレン	14	第二溶出量基準不 適合(省略)	0.002以下	0.02以下	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	11	第二溶出量基準不 適合(省略)	0.1以下	1以下	—	—	—
1,2-ジクロロエチレン	11	第二溶出量基準不 適合(省略)	0.04以下	0.4以下	—	—	—
テトラクロロエチレン	11	第二溶出量基準不 適合(省略)	0.01以下	0.1以下	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	11	第二溶出量基準不 適合(省略)	1以下	3以下	—	—	—
トリクロロエチレン	11	第二溶出量基準不 適合(省略)	0.01以下	0.1以下	—	—	—
ベンゼン	14	第二溶出量基準不 適合(省略)	0.01以下	0.1以下	—	—	—
カドミウム及びその化合物	4	第二溶出量基準不 適合(省略)	0.003以下	0.09以下	4	含有量基準不 適合(省略)	45以下
六価クロム化合物	1	0.07	0.05以下	1.5以下	4	含有量基準不 適合(省略)	250以下
	4	第二溶出量基準不 適合(省略)					
シアン化合物	3	第二溶出量基準不 適合(省略)	検出されな いこと	1以下	3	含有量基準不 適合(省略)	50以下
水銀及びその化合物	1	0.0007	水銀が 0.0005以 下、かつ、 アルキル水 銀が検出さ れないこと	水銀が 0.0005以 下、かつ、 アルキル水 銀が検出さ れないこと	6	含有量基準不 適合(省略)	15以下
	6	第二溶出量基準不 適合(省略)					
セレン及びその化合物	3	第二溶出量基準不 適合(省略)	0.01以下	0.3以下	3	含有量基準不 適合(省略)	150以下
鉛及びその化合物	4	0.1	0.01以下	0.3以下	6	1300	150以下
	4	第二溶出量基準不 適合(省略)					
砒素及びその化合物	2	0.014	0.01以下	0.3以下	3	含有量基準不 適合(省略)	150以下
	3	第二溶出量基準不 適合(省略)					
ふっ素及びその化合物	1	0.87	0.8以下	24以下	6	含有量基準不 適合(省略)	4,000以 下
	6	第二溶出量基準不 適合(省略)					
ほう素及びその化合物	4	第二溶出量基準不 適合(省略)	1以下	30以下	4	含有量基準不 適合(省略)	4,000以 下
14区画(統合後)							
1355.5m2							

位置図

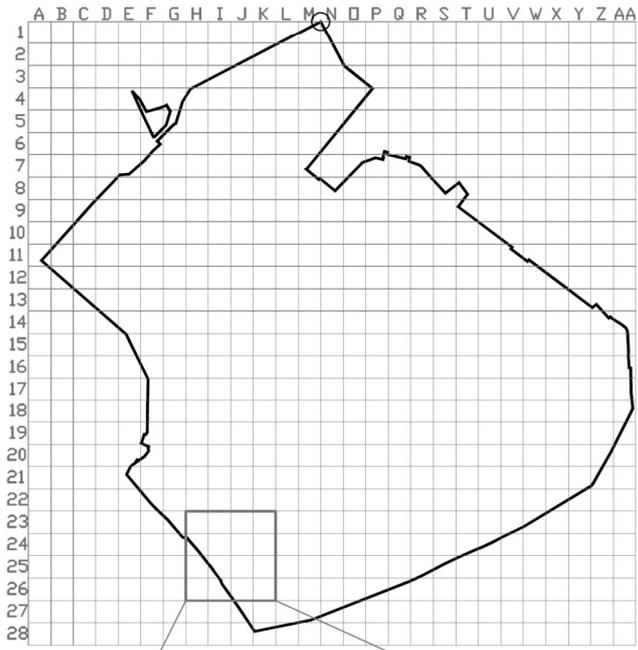


(地番表示)
中央区東川崎町2丁目14番
20番を含む敷地

指定場所(次図参照)周辺

区域指定図

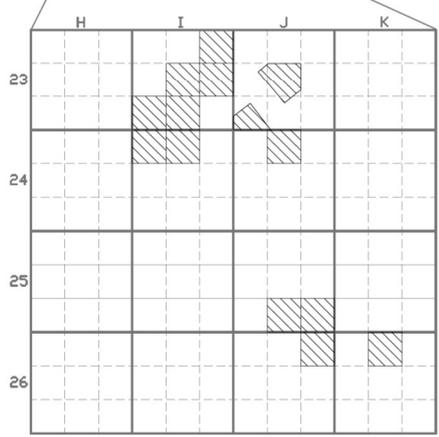
< 起点 >
 起点は、神戸市中央区東川崎町2丁目14番1の北端 (No.3126) 地点とする
 < 格子の回転角度 >
 24°12' 28"
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して
 10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として
 座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



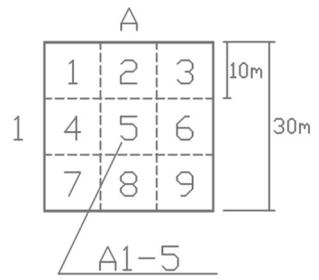
凡例

- 起点
- 敷地境界線
- ▨ 形質変更時要届出区域

< 30m格子図 >



単位区画番号



< 10m格子図 >